

共同親権?! 子どもの権利・相談救済 親の責務 Parental Responsibility

離婚後も共同親権を選べるよう民法が改正されました。双方で親権の主張がぶつかる場合、子どもの最善の利益はどのように保障されるのでしょうか。施行となる2年後、民法改正時の附帯決議はどう活かされ、どう仕組みが整えられるのでしょうか。「こども基本法」はどのような役割を果たしていけるのでしょうか。地方議員から子どもを取り巻く現状を聞いたのち、北欧の子どもの権利擁護体制を学び、国会での議論を振り返って、日本の子どもたちの相談救済の現状と課題を考えます。

■ 北欧の子どもオンブズパーソン

ローワ ラード アルスヘイリ
Rowa Raad Al-Suhaili

デンマーク大使館 政治経済部
政治経済担当官

(言語は英語。日本語通訳つき)



寺田和弘
Kazuhiro Terada
デンマーク大使館
政治経済部
上席政治経済担当官



■ 国会での議論の 振り返りと最近の状況

東京新聞記者
大野 暢子 Masako Ohno



■ 地方議員によるレポート 子どもの相談・救済に関する地域の実情



高橋 ブラクソン 久美子
(前・埼玉県狭山市議)



池沢 みちよ
(千葉県船橋市議)



片山 かおる
(東京都小金井市議)



荒井 眞理
(新潟県佐渡市議)



加藤 久美
(神奈川県中井町議)

